

## 岸和田市告示第138号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和8年4月15日

岸和田市長 佐野 英利

### 1 届出の概要

#### (1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）東岸和田駅西口商業施設

（変更後）ミラモール東岸和田駅前

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミラモール東岸和田駅前

岸和田市土生町三丁目4135番地1 ほか

#### (3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

支配人 鈴木 雅士

### 2 届出年月日

令和8年3月30日

### 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

#### (1) 縦覧の期間

告示の日から4月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）における午前9時から午後5時30分まで

#### (2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町7番1号

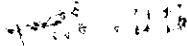
岸和田市魅力創造部産業政策課

### 4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所別館4階

岸和田市魅力創造部産業政策課

電話 072(423)9485



## 別紙

## 大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前			変更後			変更理由
氏名又は名称	住所	代表者の氏名	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	代表取締役 足田 直太朗	コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	代表取締役 足田 直太朗	
株式会社パロー	岐阜県多治見市大針町661番地の1	代表取締役 森 克幸	株式会社パロー	岐阜県多治見市大針町661番地の1	代表取締役 森 克幸	
			株式会社あかのれん	愛知県名古屋市内田橋一丁目3番19号	代表取締役 伊藤 瑛祐	出店
			株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	出店